

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（介護従事者の確保に関する事業）
に係る消費税仕入税額控除取扱要領

1 趣旨

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）（以下「補助金」という。）の交付に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）が含まれている場合、補助金交付要綱第 11 条に基づき仕入控除税額確定後に報告書（別記様式第 5 号）の提出を求めているが、煩雑な事務手続を回避するため、補助対象経費の算定における消費税の取扱いについて定めるもの。

2 補助対象経費算定に係る消費税の取扱い

補助対象経費の算定に当たっては、原則として消費税相当額を除外することとし、その計算方法は、（1）のとおりとする。

ただし、（2）に掲げる者については、補助対象経費に消費税相当額を含めることができる。

なお、間接補助事業等の場合、本取扱要領の趣旨を踏まえ、補助事業者に適切な対応を求めることとする。

（1）消費税相当額除外の計算方法

消費税相当額の除外に当たっては、補助対象経費区分ごとに次のとおり算定する。

ア 人件費（労務費）

補助事業者が直接雇用等している者の人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税相当額を除外する必要はない。

ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、当該経費に 100/108 を乗じて補助対象経費を算出することにより消費税相当額を除外する。

イ 事業費等

合計額に 100/108 を乗じて補助対象経費を算出することにより消費税相当額を除外する。

ただし、課税仕入れ対象外となる経費が含まれる場合は、当該経費からは消費税相当額を除外しないことができる。

ウ 一般管理費

① 経費に一定割合を乗じることにより一般管理費を算出する場合は、前記「ア 人件費（労務費）」及び「イ 事業費等」で算出された消費税相当額を除外した補助対象経費の合計額に一定割合を乗じることをもって、消費税相当額を除外したものとみなす。

② 積上げにより一般管理費を算出する場合は、一般管理費の合計額に 100/108 を

乗じて補助対象経費を算出することにより消費税相当額を除外する。

(2) 補助対象経費に消費税相当額を含めることができる者

次の各項目のいずれかに該当する者については、補助対象経費に消費税額を含めることができる。

ただし、この場合は補助金交付要綱第 11 条に基づき、仕入控除税額確定後に報告書（別記様式第 5 号）の提出を求めるものとする。

ア 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

イ 免税事業者である補助事業者

ウ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

エ 国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、社会医療法人、宗教法人等）の補助事業者

オ 課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

3 補助事業者への周知

補助事業募集の際に別紙により周知する。

また、補助対象経費に消費税を含むか否かについて、交付申請書への記載を求める。

4 その他

本要領は、消費税法等の規定が改定された場合には、適宜見直しを行う。

本要領は、県及び補助事業者双方の事務の簡素化に資するために適用するものであり、本要領にかかわらず消費税の仕入控除税額の報告が必要と判断される場合には、補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、適切に手続きを行うものとする。

附 則

本要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。

**群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）
に係る消費税の取扱いについて**

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）が含まれている場合、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（介護従事者の確保に関する事業）第11条に基づき、消費税の確定に伴う報告書（別記様式第5号）の提出を求めています。

そのため、原則として補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定していただくこととしますが、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定して差し支えありません。

ただし、補助金申請額に消費税額を含んでいる場合、仕入れ控除税額（ゼロ円の場合も含む。）が確定した際には、報告書の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④ 国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、社会医療法人、宗教法人等）の補助事業者
- ⑤ 課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者